

悪質な貸金業者にご注意ください

貸金業を営む者は、財務局長又は都道府県知事の登録を受けなければなりません。

無登録で貸金業を行っている業者を「ヤミ金」といい、無登録営業は貸金業法違反です。容易に借りられるなどの広告を出したりダイレクトメールを送る業者の中には、違法なヤミ金業者も多いことから、北海道ではフリーダイヤルを設置し、貸金業者を利用している方からの苦情相談を受け付けています。

貸金業苦情相談専用フリーダイヤル～専門員が対応しています～

電話番号	フリーダイヤル ０１２０－１－７８３７２
受付日	毎週月曜日と金曜日の２回 (祝日、12/29～1/3を除く)
受付時間	１０：００～１２：００、１３：００～１６：００
受付内容	貸金業に関する苦情の申し立て又は相談

また、その他の時間帯も次の番号で相談を受付けています。（通話料有料）

道庁 環境生活部消費者安全課

電話 ０１１－２３１－４１１１（内線２４－５２７）